

令和4年7月25日

特定分野に特異な才能のある児童生徒に対する学校における指導・支援の在り方等に関する有識者会議ヒアリング

全国特別支援学校長会
会長 市川 裕二

○視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、病弱・虚弱を対象とする特別支援学校では、小学校・中学校・高等学校の教育課程と同様の「準ずる教育課程」があり、当該「準ずる教育課程」で学ぶ児童生徒においては、小学校・中学校・高等学校と同様に考える必要がある。

○ただし、視覚障害や聴覚障害の場合は、その障害特性から、日頃の学習状況に比べて、特定の教科の特定の領域において特異な才能があったとしても、指導者側からは把握しにくいことも予想できることから、大学等と連携した研究開発等の充実が望まれる。

○知的障害を対象とする特別支援学校における児童生徒や、上記の視覚障害等を対象とする特別支援学校における知的障害を併せ有する児童生徒の場合は、全般的な学習の遅れに比べて、秀でた美術的才能や音楽的才能を発揮する児童生徒が在籍している。実際に、知的障害を併せ有する自閉症の児童生徒の作成する絵画や版画が、芸術分野から高い評価を受けている場合もある。また、視覚障害がありながらもピアニストとして世界的に活躍するなど、障害があっても、芸術分野で秀でた才能を有する人も多い。

○こうした芸術分野の才能の開発は、学校以外の活動で支援を受けている場合が多い。このため、障害のある人の才能を支援する民間事業者等への支援の方策の充実が望まれる。